

# 現場代理人の常駐義務緩和について

令和2年3月4日

## 1 現場代理人の兼任を認める基準

(1) 兼任できる工事は、3件までとする。

＊伊万里市建設工事請負契約約款第10条第2項の現場代理人の「工事現場に常駐し、」について、「常時、現場及び発注者等と連絡を取り得る状況にあることとし、」と読み替えた工事（災害復旧工事）のみの現場代理人については、この対象としない。

(2) 兼任できる工事は、原則として本市発注工事とする。ただし、佐賀県発注工事で佐賀県が現場代理人の兼任を認める場合は、本市発注工事との兼任ができるものとする。

(3) 兼任する工事は、本市発注工事については本市内施工、佐賀県発注工事については伊万里土木事務所管内施工とし、兼任した工事現場間で常時連絡を取れる体制にあるものとする。

(4) 兼任する工事の請負金額の合計が当初契約額で消費税込み 7,000万円未満とする。ただし、次の工事を含まない。

- ・現場代理人が主任技術者を兼任する工事で主任技術者の専任を要するもの。
- ・現場代理人が監理技術者を兼任する工事。

(5) 工種の限定は行わない。

## 2 手続き

現場代理人を兼任する場合には、契約時に提出する「現場代理人等届出書」と同時に別紙「現場代理人兼任届出書」を提出すること。

あわせて、現場代理人を兼任させる既受注工事の発注者にも別紙「現場代理人兼任届出書」を提出すること。

## 3 その他

(1) 建設業者が、現場代理人を兼任させる場合は、建設業者自らの責任により行うものとする。

(2) 現場代理人を兼任したことに伴う諸経費調整は行わない。ただし、近接工事の場合は、従来の取扱いどおり諸経費調整を行うものとする。

(3) 提出された「現場代理人等届出書」又は「現場代理人兼任届出書」の記載内容に虚偽があった場合は、指名停止措置等を行う。

## 4 適用

この取扱いは、既に配置された同一現場代理人の工事案件を含み、令和2年3月4日から公告又は指名通知を行う工事において適用する。